

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 14 号 2021年 7月 16日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

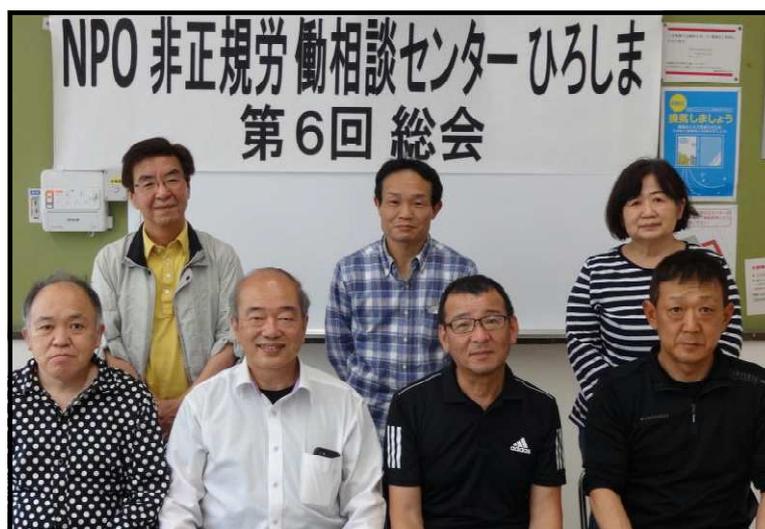
NPO非正規労働相談センターひろしま

第6回定期総会を開催しました

NPO非正規労働相談センターひろしまは、新型コロナウイルス感染拡大の折、第6回通常総会を、5月23日、東区民文化センターにおいて、参加者を理事・監事等の少人数にしほり、委任状を含む47名の出席のもとで開催した。

総会は、土屋みどり理事の司会のもと、

上関副理事長を議長に選出し開会した。冒頭、土屋理事長から挨拶があった。土屋理事長は、菅政権のコロナ対策の無能性を厳しく糾弾し、菅政権を打ち倒すことなしには国民の命さえ守ることができないと訴えた。そして、コロナ禍のもと、非正規雇用労働者、特に女性労働者に大



ホームページは「NPO 非正規 ひろしま」で検索！

きな負担がかかる一方で、株価が上昇し、金持ちはますます儲け、貧富の格差が拡大している。こうしたなかで非正規雇用労働者の権利を守るために力の及ぶ限り頑張っていきたいと力強く決意を述べた。

その後、土屋理事長から令和2年度の事業報告が行われた。コロナ禍で従前の活動はできなかったものの、宣伝活動、郵政西日本労契法20条裁判原告岡崎さんによる「非正規雇用労働者の労働条件の抜本的改善に向けて」と題した学習会を開催したこと、新型コロナウイルス対策を主な課題とした4回の電話相談ホットラインを開催したこと、そして通信を年4回発行してきたことなどが報告された。

続いて、村中理事から、令和2年度決算報告が行われ、監事から適切に処理されていることとの監査報告を受けました。その後、土屋理事長から、街宣活動をより強化し、当法人の存在を広く市民に知

らしめて、労働相談活動を強化して、当法人を広島県下の非正規雇用労働者の拠り所にしていこうと令和3年度事業計画案が提案された。引き続き、村中理事から令和3元年度活動予算案が提案された。

質疑応答では、NPO非正規労働相談センターひろしまのホームページを、今の若い世代がアプローチしやすいように、SNSの機能も取り込んでみたらどうかという提起があり、今後の課題としていくことを全体で確認した。このあと、提出議案はすべて承認された。

閉会の挨拶で、土屋みどり理事は、NPO結成5年が経過し活動も定着してきた。会報も年4回発行できるようになった。会報をコミュニケーションのツールとして活用して、NPOの特性を生かし、多くの非正規雇用労働者の生の声を吸い上げて、NPOの活動をより強化していこうと提起されて総会は成功裏に終了した。



最近の相談事例から

退職勧奨拒否への報復的な配転強要

2020年11月末に、建設コンサルタント会社のT社で働くAさんが、突然会社から呼び出され、「上司であるK部長がAさんの態度にストレスを感じていてAさんを配属から外してほしいと申し出があったので、退職を考えてもらえないか」と退職を勧奨された。Aさんは納得できず勧奨には応じなかった。すると12月中旬に社長から、福島県内事務所への配置転換、ないしは出向による中間貯蔵施設業務従事の話が持ちだされ、そして年末には、社長から2021年1月1日付けで本社への異動（その後の親会社福島事業所への出向をセットしたもの）が命じられた。Aさんは地域ユニオンに加入して不当な配転と闘うことを決意した。

突然のAさん異動の話を知り、同僚組合員達が、K部長こそ物忘れやミスが多く、やむにやまれずAさんがK部長を注意しているのであって、AさんのK部長への対応は適切なもので、Aさんを守るために団交の場で事実を証言したいと立ち上がり、分会が結成され、Aさんは分会長となった。K部長が出席した団交の場で、同僚組合員はK部長に「Aさんを残して、もう一度チームとして力を合わせてやっていこう」と提案した。しかし、K部長は「Aさんと一緒にやれといわれたら私は辞めます」と突っぱね、組合の要望を一切受け入れようとしなかった。

この案件は、表面的には、K部長とAさんとの人間関係の問題に見えるが、

そうではない。

Aさんは上司であるK部長のさまざまな違法行為も問題にして、改めるようK部長に注意してきた。そもそも、この会社自体がコンプライアンス違反行為を繰り返していた。

こうしたなかで会社は、Aさんを疎ましく思っているK部長に、「Aさんと一緒に働きたくない」などと言わせて、Aさんに「問題社員」というレッテルを貼って、「他にもっていく部署がない」とAさんに退職を勧奨し、排除しようとした。しかし、Aさんから拒否され、とりあえず、本社へAさんを腰掛的に異動

させて、そのあと、すぐに福島に出向させようとしたという構造が、団交を重ねるなかで徐々に明らかになった。

Aさんは、2021年5月に、広島地裁に、本社への配転命令の撤回を求める仮処分を申立てた。Aさんは、1年間は福島等への出向はさせないという確認をとって仮処分を取り下げた。

Aさんは、本裁判に移行して、背景にある会社のコンプライアンス違反の事実を追及し、退職勧奨を拒否したことへの報復的な配転強要であるとして、本社への配転命令の違法性を争うことを決意し、今闘っている。

突然 解雇、強制帰国と言われ

ベトナム人技能実習生Hさん(女性)は、2年前に来日し、広島市内で働き始めた。女性の仕事としては珍しく、新幹線のドア部分の金属加工、板金の仕事をしていた。日本人従業員は大半が男性で、女性にとってはかなり重たい仕事だったようだ。それでも、頑張っていた。

先月末、工作中突然、会社の役員と監理団体が職場に来て、Hさんに「帰国することになった。寮に帰って荷物の片付けをきなさい」といわれた。寮に連れて行かれ、荷物を持って、倉庫のような別の場所に連れて行かれた。「解雇、強制帰国」と言われた。今日から、ここに住んで帰国の準備をきなさいということだった。飛行機のチケットの予約をいつにするかという話の中で、スクラムユニオン・ひろしまにSOSがあり、急遽会うことになった。訪ねていくと、彼女は、だだっ広い倉庫の2階にたった一人で住んでいた。

話を聞くと、解雇の理由は、無断で外泊したことだった。仕事には何も支障は来たしていないが、近くに住んでいる友人のところに、何日か泊まったことが、「ルール違反」として問題にされたのだった。Hさんは同室の実習生と折り合いが悪く、部屋を別々にして欲しいと何度か会社に申し出たが、断られ、悩んでい



広島発「技能実習生事件簿」
④ペーヅ本の紹介記事参照)

た。話を聞いてもらいたくて、友人に会いに行っていたということだった。無断外泊は決して良いことではないが、実習は1年残っており今帰国するわけにはいかない。母国では、母親が病気で彼女の仕送りが頼みの綱であり、多額の来日費用を返済していかなければならない。Hさんの希望は、日本に残って働きたい、転籍して別の会社で働きたいということであった。

彼女に希望を叶えるべく、実習機構、入管に事情を報告し、これから監理組合、会社と交渉に入る。

『広島発「技能実習生事件簿」スクラムユニオン・ひろしまの闘い』

岩下康子著 文芸社 2021年7月15日発行 定価1200円＋消費税

スクラムユニオン・ひろしま組合員 竹原陽子

“事件簿” というといかにも探偵小説のようだが、外国人労働者問題を調査研究する広島文教大学准教授で、地域労働組合「スクラムユニオン・ひろしま」（以下、スクラムユニオン）の執行委員として技能実習生の救済に直接関わる著者によるドキュメントである。

広島の特産物の仕事を技能実習生が担い、待遇や制度に問題のあることは、2013年の江田島の技能実習生殺人事件以降、私も新聞報道等でなんとなく知ってはいたが、具体的事実は本書によって初めて知らされた。本書は約半分の頁数を割いて、牡蠣養殖業者における問題を扱っている。江田島の事件も取り上げ、事件の要因について、「日本語のできない中国人技能実習生が孤立していたこと」、「出稼ぎ労働とされる技能実習制度そのもの」、「経営者の技能実習生に対する態度」の三点が複合的に絡み合っていると分析する。スクラムユニオンは、救済を求める技能実習生一人ひとりの問題解決に尽力しながら、技能実習制度の孕む問題に抗して、ギリギリの攻防を強いられているのである。

2018年、インドネシア人の技能実習生のひとりが、来日から一ヶ月も経たないうちに帰国させられてしまうという事件が起こった。スクラムユニオンが救済に関わり始めた矢先の出来事であった。もう打つ手は無くなったかと思われる局面で、著者はなんと、インドネシアへ向かう機上の人となっていた。青年海外協力隊員としての活動経験もある著者の面目躍如である。南国の地へ降り立ち、ひとりの若者を探し出していく場面はドラマチックで、ユーラシアを旅した沢木耕太郎のノンフィクション『深夜特急』も想起された。

技能実習生を取り巻く現状は深刻で、6月18日には出入国在留管理庁が、18年・19年の失踪者数が平均の3倍を超えたベトナムの大手送り出し機関5社からの新規受け入れ停止を発表したとの報道もあった。

本書の第三章では、技能実習制度についても詳しく記されている。2020年4月現在、技能実習生は41万人を超え、失踪者は増加の一途を辿り、2018年には9000人を上回っているという。技能実習生は「職場移動ができないことに加え閉鎖的な労働環境と生活、行政や地域社会での言語その他のサポートの欠如という根本的な問題は解消されないまま、使用者に従属せざるを得ない」状況に置かれ続け、「度重なる人権侵害等の問題に直面」させられているという現実。“失踪者”という一見して犯罪者と受け取られ兼ねない言葉にも、制度の悪質さを思わずにはいられない。

著者は6月16日から『中国新聞』の〈緑地帯〉で「技能実習生と多文化共生」と題してコラムを連載し、「労働市場の底辺にいる技能実習生」に「過労死、賃金未払い、パワハラやセクハラなど日本人も抱える労働問題が集約的に噴き出した」（6/18付・第3回）とも述べ、多文化共生の道をとることの重要性を訴えている。広島発、の希望の風に吹かれる想いである。

